

共同企業体結成届（乙型共同企業体協定書）

令和 年（ 年） 月 日

熊本市上下水道事業管理者 （宛）

共同企業体の代表企業
住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

下記の業務について連帯して実施することを目的とする共同企業体を結成したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 共同企業体名
- 2 委託名称
熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第 26-901 号）（水の官民連携レベル 3.5）
- 3 構成員
- (1) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印
- (2) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印
- (3) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印
- (4) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印
- (5) 住 所
商号又は名称

代表者職氏名	印
(6) 住 所	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

4 添付書類
共同企業体構成員連絡先一覧及び共同企業体協定書

以上

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、熊本市上下水道局が発注する熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26-901号）（水の官民連携レベル3.5）（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「当該業務」という。）の委託及び請負を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を熊本市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、当該業務の委託契約及び請負契約の完了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該業務を実施することができなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約及び請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

(1) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

(2) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

(3) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

(4) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の責務)

第7条 当共同企業体の代表者は、当該業務の実施に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、熊本市上下水道局及び監督官庁等と折衝する権限並びに当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があった場合は、それに応じて分担の変更があるものとする。

(1) 統括的管理業務

〇〇〇〇株式会社

(2) 日常的維持修繕業務

〇〇〇〇株式会社

(3) 日常的設置改修工事業務

〇〇〇〇株式会社

(4) 計画的調査設計業務

〇〇〇〇株式会社

(5) 計画的更新工事業務

〇〇〇〇株式会社

(6) 災害対応業務

〇〇〇〇共同企業体

2 前項に規定する分担業務の価額については、日常的維持修繕業務委託契約書、日常的設置改修工事業務請負契約書、計画的調査設計業務委託契約書、計画的更新工事業務請負契約書及び災害時維持修繕協定に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の実施の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該業務の委託契約及び請負契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い、当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(契約金の請求等)

第11条 当該業務の実施に関し、契約金の請求及び受領の権限を有する者は、次のとおりとする。

(1) 日常的維持修繕業務委託契約

〇〇〇〇株式会社

(2) 日常的設置改修工事業務請負契約

〇〇〇〇株式会社

(3) 計画的調査設計業務委託契約

〇〇〇〇株式会社

(4) 計画的更新工事業務請負契約

〇〇〇〇株式会社

(構成員の相互間の責任の分担)

第12条 構成員がその分担業務に関し、熊本市上下水道局及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任について関係構成員が協議するものとする。

3 第2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 第3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当共同企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、当共同企業体が当該業務を完了する日までは脱退することができない。

(契約不適合責任)

第15条 当共同企業体が実施した業務の基本契約書における約款A(熊本市業務委託契約約款第23条)、約款B(熊本市公共工事関係業務委託契約約款第41条)及び約款C(熊本市公共工事請負契約約款第42条)に規定する契約不適合(以下「契約不適合」という。)に係る責任は、次の各号に定めるところによる。

(1) 契約不適合責任期間は、各契約で定めるものとする。

(2) 当該業務に契約不適合があったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(3) 当共同企業体が解散したのちにおいて当該業務に契約不適合があったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(以下余白)

〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印したのち、各自所持するとともに、1通を熊本市上下水道局に提出するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印